

苫小牧工業高等専門学校学外実習の履修に関する内規

規則第35号

制 定 平成11年4月1日

一部改正 平成12年4月1日

一部改正 平成14年4月1日

一部改正 平成16年4月1日

一部改正 平成30年12月18日

(趣旨)

第1条 この内規は、苫小牧工業高等専門学校の学外実習の履修に関し必要な事項を定める。

(学外実習の目的)

第2条 学外実習は、学生が、企業等（国又は地方公共団体の機関又は会社等の法人。以下「実習機関」という。）において、実習（実習機関の計画する研究開発に関する研修及び技術講習等を含む。）を通じて工業技術の体得及び実習機関の体験をすることを目的とする。

(履修学年及び時期)

第3条 学外実習は、第4学年に行い、原則として夏季休業期間中に履修するものとする。

(履修の手続き)

第4条 学外実習の履修を希望する学生は、学外実習履修願（別紙第1号様式）を学級担任を経て校長に提出しなければならない。

(学外実習申込書及び誓約書)

第5条 前条に基づき履修を許可された学生は、学外実習申込書（別紙第2号様式）及び誓約書（別紙第3号様式）を校長を経て実習機関へ提出しなければならない。

2 前項の学外実習申込書及び誓約書は、実習機関所定の実習申込書又は誓約書をもって替えることができる。

(学外実習心得)

第6条 実習学生は、別に定める学外実習心得を守らなければならない。

(報告書)

第7条 実習学生は、学外実習終了後、学外実習報告書（別紙第4号様式）又はこれに準じた「学外実習報告書」を速やかに学級担任に提出しなければならない。

(成績認定)

第8条 各学級担任は、学外実習報告書、実習機関の評価及び報告会等により成績の原案を作成し、各系長を経て校長に提出するものとする。

- 2 単位認定は、教務委員会の議を経て校長が行う。
- 3 学外実習の認定単位は、5日以上の履修を1単位とする。

(事務)

第9条 学外実習に関する事務は、学生課において処理する。

(その他)

第10条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した学生については、改正後の内規に関わらず、なお従前の例による。

学 外 実 習 履 修 願

苫小牧工業高等専門学校長 殿

履修科目	学 外 実 習
学級担任名	
実習機関名	
実習期間	年 月 日～ 年 月 日のうち 日間

上記授業科目を履修したいので、ご許可願います。

年 月 日

創造工学科4年 組

学生氏名

㊟

上記授業科目の履修について同意いたします。

年 月 日

保護者氏名

㊟

学 外 実 習 申 込 書

年 月 日

_____ 御中

年度学外実習について、受け入れていただきたく申込みいたします。

苫小牧工業高等専門学校

学 生 所 属 創 造 工 学 科 4 年 組 (_____ 系)

氏 名 _____ ㊟

学 級 担 任 所 属 _____ 学 科

職 名 _____

氏 名 _____ ㊟

フリガナ		性別	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 上半身写真貼付 (3.5×3cm) </div>
氏名		男・女	
生年月日	昭和 年 月 日		
現住所 連絡先	〒 _____		
	Tel () _____ Mail: _____		
家族の住所 連絡先	〒 _____ Tel () _____		
実習先の宿泊希望 (○で囲む)		希望する・希望しない	
通勤の 場合の 住所・連絡先	〒 _____ Tel () _____		

年	月	学 歴
		中学校卒業

年	月	免 許 ・ 資 格

得意な科目	健康状態
趣味	志望の動機
スポーツ	

備 考

誓 約 書

_____ 御中

この度、貴社（機関）において学外実習を履修するにあたり、貴社（機関）の諸規則及び責任者の指示を守り、貴社（機関）には一切ご迷惑をかけないことを誓約いたします。

年 月 日

（学 生）

学校名 苫小牧工業高等専門学校

所 属 創造工学科 4年 組（ _____ 系）

氏 名 _____ ㊞

（保護者）

〒 _____ TEL (_____) _____

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

本人との続柄 _____

